

生徒心得

高校時代は、自我を確立し、責任ある社会人としての人生観・世界観を育み、将来の生活設計確立のための知識・技術を習得する時期にあたる。青森南高校に学ぶ一人ひとりが、かけがえのない高校時代に、仲間と共に、心身を鍛え、友情を深め、学習活動を通じて豊かな教養を身につけ、より良い人間として成長していくことが望まれる。

この心得は、本校の綱領である「自主・協和・創造」の精神と教育目標に基づき、生活上の基本的ルールを定めたものである。

つぎに挙げる事項をよく理解し、一人ひとりが、南高生としての誇りと自覚を持って行動し、有意義で充実した高校生活を送ることを望む。

登校・下校、及び校内生活に関すること

- 1 生徒手帳は、常時携帯する。
- 2 欠席するとき、またはやむを得ない事情により登校が遅れるときは、保護者等が連絡フォームで連絡をする。
- 3 登校後は、放課後まで外出しない。やむを得ず外出するときは、学級担任に届け出てその指示に従う。
- 4 遺失物・拾得物は、ただちに生徒指導部に届け出る。
- 5 特別教室その他の施設へは、定められたとき以外出入りしない。
- 6 校内での火器使用を禁ずる。
- 7 校舎・校具を誤って破損・紛失したとき、または発見したときは、ただちに職員に届け出る。(破損または紛失したときは、一部または全部を、現品または金銭で弁償しなければならないこともある。)
- 8 校内で掲示・陳列・配布するときは、所属担当教師を通じて学校の許可を受ける。
- 9 校内外で集会を行うときは、所属担当教師を通じて学校の許可を受ける。
- 10 募金及びチケット等の販売は、所属担当教師を通じて学校の許可を受ける。
- 11 下校時刻以後の残留及び日曜・祝日・休業日などの登校は、所定の手続きによる。
- 12 スマートフォン・携帯電話を学校に持ち込んだ場合は、電源を切ってカバンの中に入れ、自己管理を徹底する。
 - (1) 移動教室の際は貴重品として身につけてもよいが、特別な事情を除いては、取り出したり使用したりしてはいけない。
 - (2) 昼休みに家庭連絡など、やむを得ない事情がある場合は使用を認める。使用場所は生徒玄関ホールとする。
 - (3) 放課後、部活動時の緊急連絡などで使用する場合は校舎外での使用も認める。

校外生活に関すること

- 1 生徒個人またはグループでの旅行・キャンプ等は、所属担当教師を通じて学校の許可を受ける。
- 2 校外で事故及び災害に遭ったとき、または家族に死亡者もしくは感染症患者が出たときは、ただちに学級担任を通じて学校に連絡する。
- 3 不健全な娯楽施設への立入を禁ずる。(パチンコ店、クラブ及びスナック・居酒屋等飲酒を目的とする場所)
- 4 アルバイトは、夏季休業中及び冬季休業中において、別に規則を設定して許可している。ただし、特別な事情がある者はその限りではない。
- 5 オートバイ及び自動車の運転免許取得は、原則として禁ずる。ただし第3学年就職希望者及び進路決定者に限り、第2学期期末考査終了後に許可することもある。
 - (1) 許可を受けようとする者は、保護者等及び学級担任とよく相談し、指導を受け「運転免許取得願」を提出し、許可を受ける。
 - (2) 運転免許取得後は、ただちに「運転免許取得届」を提出する。
 - (3) 運転免許取得後も在学中は、オートバイ・自動車の運転を禁ずる。
- 6 未成年者が運転するオートバイ・自動車には、同乗してはならない。
- 7 電動キックボードによる登下校を禁ずる。

- (1) 原動機付自転車に相当する電動キックボードは5. (3) 同様に運転を禁ずる。
 - (2) 特定小型原動機付自転車(最高速度20km/h以下)を校外で乗る際には、16歳未満による運転の禁止、標識の取り付け等、交通ルールを遵守すること。
- 8 冬山登山は禁止する。

服装容儀に関する心得

- 1 登下校時及び校内生活においては、本校規定の制服を着用する。
- 2 本校の制服の基準は、本校生徒手帳記載のとおりである。
- 3 登下校時のカバン・履物は、通学に適した機能的なものとする。(サンダル類は不可)
- 4 夏服着用期間は、6月1日より9月30日を基本とする。
- 5 やむを得ない理由で制服を着用できないときは、「異装許可願」を提出し許可を受けること。
- 6 頭髪等については、次の通りとする。(特別な事情がある場合には相談すること。)
 - (1) パーマ、カール、着色、脱色等及び特異な髪型は認めない。
 - (2) 頭髪の長さについては、肩にかからないこととし、かかる場合には結うこと。前髪の長さは保健指導の観点から、眉にかかるまでを認めるものとする。髪を結うまたは留めるためのゴム・ピン等の色は黒、紺、茶とし、シンプルなものとする。
- (3) 化粧は認めない。
- (4) 身分証明書の写真を撮影する際の髪型は、パスポート作成時の留意事項に準拠する。